

## 教育委員会定例会日程

平成21年6月25日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 議 事

#### 日程第1

##### 報告第5号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

#### 日程第2

##### 報告第6号

事務の臨時代理の報告（工事請負契約の締結（小田原市立富水小学校屋内運動場改築工事））について（教育総務課）

### 5 その他

（1）財団法人小田原市学校建設公社経営状況報告について（資料1 教育総務課）

（2）グラウンド等の芝生化の進捗状況について（資料2 教育総務課）

（3）放課後児童クラブ開設時間の変更について（資料3 青少年課）

（4）史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画について（資料4 文化財課）

（5）財団法人小田原市体育協会経営状況報告について（資料5 スポーツ課）

（6）その他

①文部科学省 平成21年度補正予算の概要（資料ア 学校教育課）

②請願「平成22年度使用中学校教科書の採択について」（資料イ 教育総務課）

③「教科書採択についての要望書」について（資料ウ 教育総務課）

④教育委員会事務の点検・評価について（教育総務課）

⑤教育委員と市長との懇談会について（教育総務課）

⑥教職員メンタルヘルス研修会について（学校教育課）

### 6 閉 会

報告第5号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年6月25日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年小田原市条例第247号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(平成21年6月に支給する教育長の期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>6 <u>平成21年6月に支給する教育長の期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の140」とする。</u></p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p>

**附 則**

この条例は、平成21年5月29日から施行する。

(理由)

国家公務員の給与制度に準じて平成21年6月に支給する本市職員の期末手当等の額を暫定的に引き下げるため提案するものであります。

報告第6号

事務の臨時代理の報告（工事請負契約の締結（小田原市立富水小学校屋内運動場改築工事））について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年6月25日提出

小田原市教育委員会  
教育長 青木 秀夫

工事請負契約の締結について

(小田原市立富水小学校屋内運動場改築工事)

既存の小田原市立富水小学校の屋内運動場は、昭和43年2月に完成し、建築後42年を経過した老朽化した建物である。また、耐震診断の結果、そのI<sub>B</sub>値(構造耐震指標)は0.3未満と低いものであることから、当該屋内運動場の改築工事を行うものである。

本工事は、予定価格が1億5千万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成21年6月25日に議会の議決を受けたので、落札業者との本契約を同日締結した。

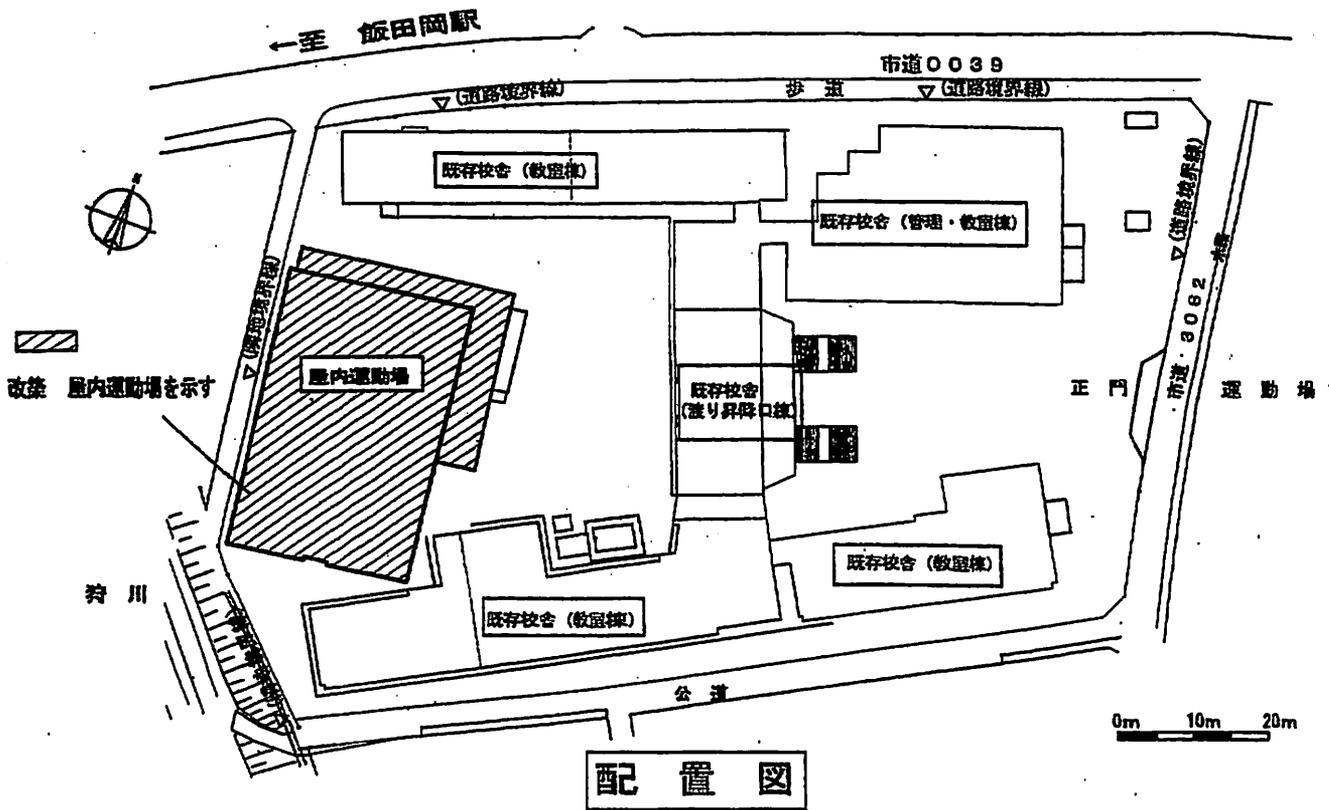
契約金額            210,000,000円

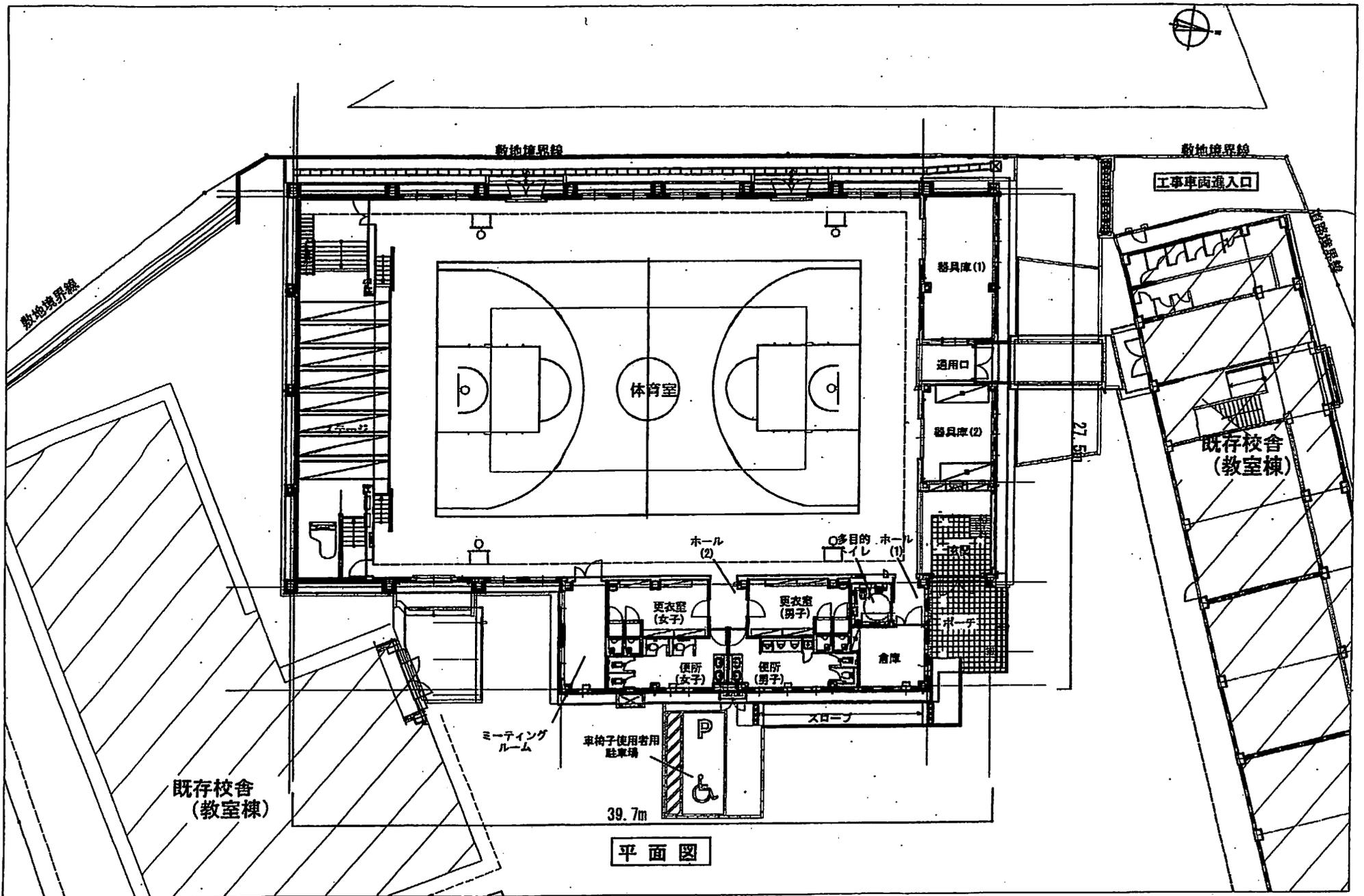
契約の相手方        神奈川県小田原市久野2267番地  
瀬戸建設株式会社  
代表取締役社長 瀬戸 良幸

工            期        契約に定める日から平成22年3月18日

## 工 事 概 要

工 事 名	小田原市立富水小学校屋内運動場改築工事
場 所	小田原市飯田岡481番地
工 期	契約日から平成22年3月18日まで
構 造	鉄骨造平屋建て 直接基礎
面 積	延べ床面積 986.12㎡
高 さ	11.124m





敷地境界線

敷地境界線

工事車両出入口

敷地境界線

敷地境界線

体育室

器具庫(1)

通用口

器具庫(2)

27.5

既存校舎  
(教室棟)

ホール(2)

多目的ホール(1)

更衣室(女子)

更衣室(男子)

便所(女子)

便所(男子)

倉庫

ミーティング  
ルーム

車椅子使用者用  
駐車場

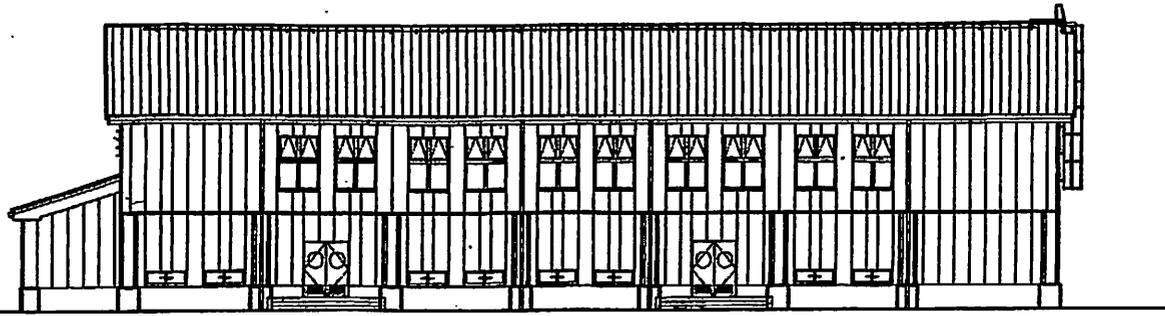
P



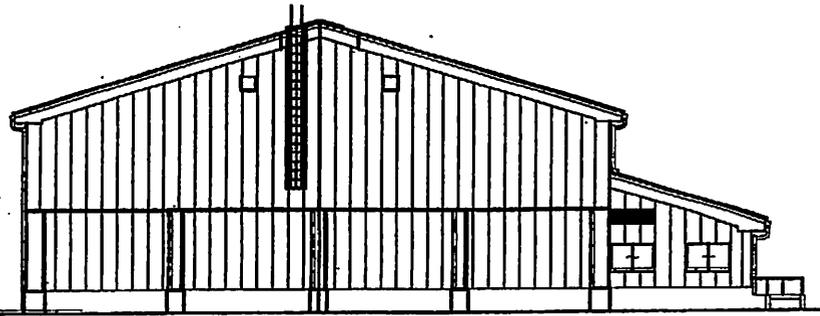
39.7m

既存校舎  
(教室棟)

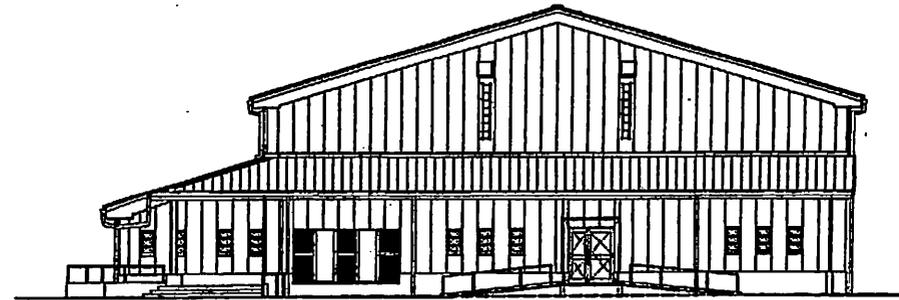
平面図



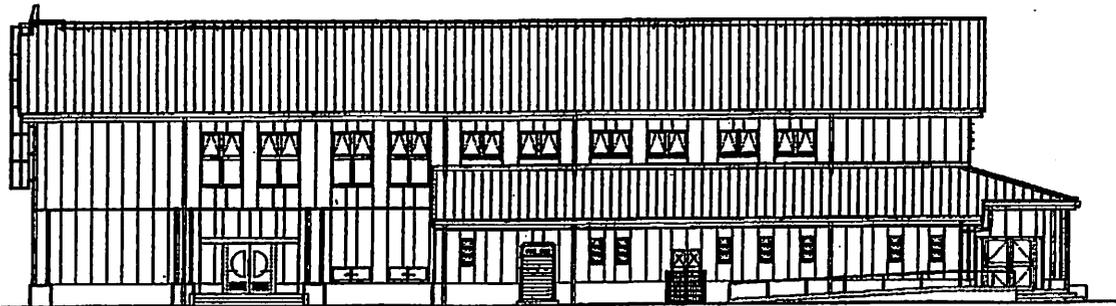
西側立面图



南侧立面图



北侧立面图



东侧立面图

1. 東富水幼稚園 (園児数 : 112 人、面積 : 約 850 m<sup>2</sup>)

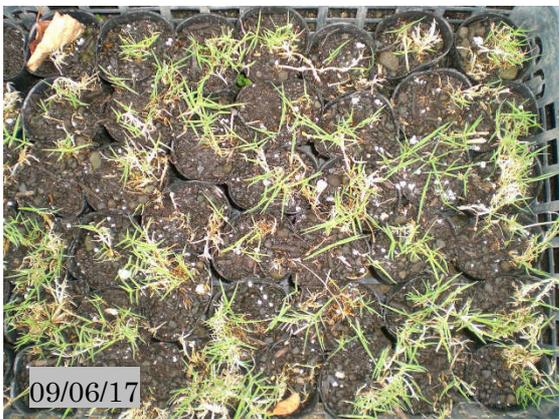


2. 下府中小学校 (児童数 : 444 人、面積 : 約 6,000 m<sup>2</sup>)





3. 新玉小学校 (児童数 : 263 人、面積 : 約 3,500 m<sup>2</sup>)



4. 和歌山県

和歌山市立安原小学校

児童数：411人

面積：約5,500㎡



海南市立南野上小学校

児童数：30人

面積：約3,500㎡



## 放課後児童クラブ 開設時間の変更について

## 1 変更点

		現 状	変更点 ※空欄は「変更なし」						
対 象		両親が共働きなどで、放課後の時間帯などに保護者のいない家庭							
受入れ		小学校1～3年生							
開 設	時 間	【平 日】 放課後～午後6時30分							
		【土曜日】 午前8時30分～午後6時30分	【土曜日】 <u>午前8時</u> ～午後6時30分						
		【夏・冬・春休み】 午前8時30分～午後6時30分	【夏・冬・春休み】 <u>午前8時</u> ～午後6時30分						
	場 所	小学校の余裕教室など <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">小学校</td> <td style="padding: 0 10px;">23校</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">中学校</td> <td style="padding: 0 10px;">1校</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">民間借家</td> <td style="padding: 0 10px;">1軒</td> </tr> </table>	小学校	23校	中学校	1校	民間借家	1軒	
小学校	23校								
中学校	1校								
民間借家	1軒								

## 2 変更時期

平成21年7月

## 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画（中間とりまとめ）の概要

史跡小田原城跡のうち八幡山古郭・総構（P9 参照）を対象に、保存管理及び整備活用についての指針となる史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画を策定するため、平成 20 年度から保存管理計画策定委員会を設置し、検討を行ってきた。平成 21 年度中には、報告書として刊行の予定であるが、平成 20 年度に検討した内容を中間とりまとめとして整理した。以下章ごとに概要を説明する。

### 第 1 章 保存管理計画策定の沿革（P1～P9）

#### 1 史跡小田原城跡の沿革(P1～P3)

小田原城の成立及び発展についてまとめた。

#### 2 これまでの保存管理計画策定の経緯(P4～P5)

昭和 51・55 年に八幡山古郭及び総構の保存管理計画が策定される経過や基本方針についてまとめた。

#### 3 保存管理計画改定の目的及び検討の経過(P6～P9)

保存管理計画は、策定から 25 年以上経過している。また、史跡を保存管理するだけでなく、整備活用することが近年求められていることから、新たな時代の保存管理・整備活用について検討することにした。

### 第 2 章 遺構の現況及び課題(P10～P24)

#### 1 遺構の現況及び史跡指定の概要(P10～P15)

昭和 13 年に小田原城跡は、国指定史跡と指定されて以来、今まで第 6 次にわたり指定されてきた。

現在、良好な遺構が確認されている場所があるにもかかわらず、史跡指定されていない箇所も多く存在する。

#### 2 八幡山古郭及び総構遺構部の状況(P16～P24)

自然的な地形、植生及び都市計画法における用途地域や公有地の状況、土地利用状況などについてまとめた。

### 第 3 章 保存管理(P25～P59)

#### 1 小田原城城郭遺構の特殊性(P25)

八幡山古郭・総構は、市街地も含み広大な遺構であるため、その一部分だけを切り出して代表されるような性質の遺構ではなく、また、空堀等の遺構は、自然地形と一体となって形成されているものなので、人為的に築造された部分だけでは、遺構についての理解が不足する。

## 2 保存管理の基本的な考え方(P26)

良好な遺構が確認されている場所は、優先的に史跡指定の対象とする。さらに、遺構の全体像を理解するために必要な遺構の周辺部については、都市計画や景観的な手法と連動した保存管理方策を検討する。

## 3 遺構の現況と史跡を構成する諸要素の考え方(P27～P31)

保存管理の方法と基準を考える前提として、遺構そのものと、遺構周辺の環境保全区域の考え方を整理する。

## 4 遺構及び周辺部の環境を保全するための制度等について(P32～P35)

遺構全体に何らかの指定を行い、地形の変更、整地、建築等に際して、遺構の損傷を防ぐ方策を講じる必要がある。史跡指定等の文化財的手法だけでなく、景観的な手法によって遺構周辺部の保全策も検討する。

## 5 遺構区分等に応じた保存管理の基本方針(P36～P42)

保存管理の基本方針及び保存管理の方法については、遺構区分ごとに遺構を構成する諸要素、遺構規模、形態、現況及び性質をふまえて、個々の地区ごとに保存管理の方策を検討する。

## 6 地区別の保存管理の基本方針(P43～P58)

八幡山古郭・総構を8地区に分け、各地区ごとに史跡の取り扱い方針を示すとともに、遺構と一体となって環境を形成すべきエリアの考え方と具体的な保存管理の考え方を示す。

## 7 史跡小田原城跡に関する市民意識の形成に向けて(P59)

今後、八幡山古郭・総構を保存管理し整備活用していくにあたり、八幡山古郭・総構に対する市民の関心をさらに高めていく必要がある。

# 第4章 整備・活用に関する基本的な考え方について(P60～P67)

## 1 歴史的資源活用のための施策の展開について(P60～P62)

小田原城が戦国期最大規模の城郭となったことを中心に据え、中世から近世までを含めた歴史が積み上げられてきたイメージの展開を意識した整備活用のあり方を検討していく。

## 2 整備・活用に関する基本的な考え方について(P63～P67)

7箇所（三の丸外郭新堀土塁、城下張出等）の整備活用ポイントについて、想定される骨格的な整備活用のあり方について、整備活用の視点とこれらをめぐる回遊路整備の視点から整理する。

# 第5章 実現に向けた体制等のあり方について(P68)

八幡山古郭・総構は広大な遺構なので、保存管理・整備活用していくためには、都市計画課やまちづくり景観課など行政内部の横断的な連携に取り組みつつ、遺構の土地所有者等に理解を求め、さらにNPO等の民間団体にも参加を促していく。

○「スクール・ニュー・デール」構想(学校施設における耐震化・エコ化・ICT化等)

(1) 学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大

2, 794億円

- ・公立学校施設 2, 641億円
  - ・公立小中学校耐震化(Is値0.3未満の予算措置を完結するとともにIs値0.3~0.5を中心に、Is値0.5以上も含め 約8,300棟)
  - ・公立小中学校の太陽光パネル(早期に現在の10倍となる1万2千枚設置を目指す)等エコ改修
  - (省エネ改修(二重サッシ・断熱材等)、校庭の芝生化、ヒートポンプ等)
  - ・特別支援学校教室不足解消(2,800教室の不足解消)
  - ※公立高等学校耐震化・太陽光パネルについて「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」で措置
- ・私立学校施設 153億円
  - ・Is値0.3未満の建物を中心に、私立学校の耐震化を推進
  - ・私立学校における太陽光パネル設置などのエコキャンパス事業を推進

(2) 学校ICT環境整備

2, 087億円

①地上デジタルテレビ(電子黒板を含む)の整備

667億円

- ・公立学校等 647億円
  - デジタルテレビ: 現在活用されているテレビをデジタルテレビに整備(43.5万台)  
(幼・小・中・高・特別支援学校、公民館)
  - 電子黒板: 各学校 1台(小・中) など
- ・私立学校 20億円
  - ・デジタルテレビの整備等を推進

②学校のコンピュータ、校内LANの整備(公立学校)

1, 420億円

- ・教育用・校務用コンピュータの整備(195.6万台)
- ・校内LANの整備(17.2万室)

底力発揮・21世紀型インフラ整備

7, 097億円

(1) 新学習指導要領の実施等のための教育環境の整備

288億円

- ・理科教育設備の整備(小・中・高・特別支援学校等) 200億円
- ・「安心子ども基金」を通じた子育て支援(遊具の整備等) 68億円
- ・小学校外国語活動導入にかかる教員研修支援 10億円
- ・自然体験活動の推進(150校) 3億円
- など
- ※外国人児童・生徒支援員、特別支援教育支援員、理数教育支援人材等については「緊急雇用創出事業(基金)」を活用

# 資料イ

平成21年6月23日

小田原市教育委員会  
委員長 和田 重宏様

## 平成22年度使用中学校教科書の採択について(請願)

足柄下の教育を考える会  
代表 加藤 哲男  
小田原市中村原 303

### 1 請願事項

平成22年度使用中学校教科書の採択に当たっては、平成21年6月10日の衆議院文部科学委員会での文科大臣の答弁を踏まえて、改正教育基本法、特に第二条に定める教育の目標等を採択の観点、又は基準として採択を行うこと。

### 2 請願の理由

1) 私どもは今年4月、貴委員会に対し平成22年度使用が予定されている教科書の採択が、法に従って公正且つ適切に行われることを求めて請願を提出させて頂き、そして同月の定例会にて真剣なご審議いただいたことを感謝しております。残念ながら、その請願は採択されませんでした。私どもが提起した問題点についてはご理解いただいたものと確信しております。

2) その時、提起した問題は請願事項の(2)に関連して、今年の採択と新教育基本法との関係についてです。この時点では市教委の採択の基本方針の審議は行われておらず、5月の定例会にて決定されたものと理解しておりますが、その基本方針の中で、この問題がどのように議論されたか判りません。しかし、市教委事務局は県教委通知をベースに今年の採択は学習指導要領の移行期に当たり、新しく検定申請したのは日本史の教科書一冊で、あとは全て、前回の平成17年採択時のものと同じ教科書だということで、旧学習指導要領によって対処すると言う立場をとるものと想定し、あの請願事項で問題を提起した次第です。わたし達が訴えているのは、平成17年の前回採択の時は旧教育基本法、そしてその前提にある旧学習指導要領に基づき採択が行われたということです。しかし、今年教育基本法改正が平成18年に行われて、現在、施行されており、その後、新学習指導要領も定められました。この新学習指導要領は平成24年からの全面実施を原則とするも、先行実施できるものは前倒して実施するとの方針も定めており、移行措置を具体的に決めております。その総則で、教科書に関連する項目として教育課程編成の一般方針

は、既に今年の4月から適用されているわけです。その意味で教育基本法改正を核とした教育改善に向けての基本的な方向性は明確になっており、現実には今や、実施の段階に入っております。このように採択の前提にある法的環境や条件が変わっているという厳然たる事実があるのに、教科書の取り扱いだけが旧態前として変則的になっている。採択対象の教科書が旧学習指導要領に基づいて編集され、検定申請されたと言う理由だけで、今年の採択も単純に旧学習指導要領で対応すればよいとするのは、余りにも短絡的で形式的な対応であります。唯、この背景として県教委の指示がはっきりしていないことも一つの原因となっているものと理解しております。

3)新旧の教育基本法は僅か17条、そして11条の短い法律であります。この二つを比較してみますと、新基本法は教育の理念を明確にして、教育行政の基本を規定する意味でははるかに改善され体系的に纏まっており、その第2条では教育の目標を具体的にそして網羅的に謳っており、その理念のキーワードである公共の精神、愛国心、文化伝統尊重、さらに家族、環境等々が示されております。さらに、これらの理念は達成すべき目標として、義務付けられており一目標達成主義を標榜しております。そのうえ学校教育法ではそれらを受けて、義務教育の目標として列記しており、その中には規範意識も謳っております。他方、旧基本法ではこれら理念を何ら謳っておらず、僅かに旧学習指導要領では愛国心そして伝統重視を社会科の項目で謳っているに過ぎません。

4)この問題について、去る6月10日に開催された衆議院文部科学委員会での文科大臣の注目すべき発言が明らかになっています。教育行政のトップに立つ文科大臣の見解の趣旨は、教育基本法等で示す目標等を踏まえて、教科書の提供や検定基準の改善など教科書改善に向かつての基本的方向性が示されており、教科書の採択に当たっては、このような基本的方向性を参考にして適切な採択をすることの必要性を指摘して、このような観点での採択を各教育委員会に指導していくとも述べておられます。この発言の全体的な文脈を見ると、この発言は将来の採択のあり方を指しているだけでなく、今年の採択をも念頭においての発言であることは明らかであります。

5)今年採択される教科書は平成22年より、2年間使用されるものですが、それら教科書で学ぶ子供たちにとっては、僅か2年間といえども、彼らの人生にとって掛け替えのない貴重な時間であります。この意味で、新教育基本法の趣旨・目的に最も相応しい教科書を選んで子供たちに提供してやることこそ、教育委員の先生方に課せられた重大な責務であります。子供たちのよりよき未来のために、わたし達市民・住民の代表として、教育委員であることの自覚と使命感とをもって、今年の採択に真摯に対処していただきたいと強く期待いたしております。

5)衆議院文部科学委員会、6月10日の議事録から関係部分の抜粋したものを添付いたします(衆院ホームページから抜粋したもの)。

○岩屋委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官中島明彦君、大臣官房審議官石川和秀君、財務省大臣官房審議官古谷一之君、主計局次長真砂靖君、文部科学省大臣官房長森口泰孝君、大臣官房文教施設企画部長布村幸彦君、生涯学習政策局長清水潔君、初等中等教育局長金森越哉君、高等教育局長徳永保君、高等教育局私学部長河村潤子君、文化庁次長高塩至君、厚生労働省大臣官房審議官杉浦信平君、職業安定局次長大槻勝啓君及び社会・援護局障害保健福祉部長木倉敬之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岩屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 おはようございます。自由民主党の馳です。よろしくお願いします。

まず最初に、大臣にお伺いします。きょうのこの私のファッションを見て、どう思いますか。

○塩谷国務大臣 大変素晴らしいお召し物で、馳さんによく似合っていると思います。大いにファッションでもリードしていただいて、頑張っていたきたいと思います。

○馳委員 人は見た目も中身も大事だなということを言いたいのと、こういう格好でもし私がこれにサングラスでもしていたら、町で出会ったら、余りそばに近づいて友達になりたいとは思わないかもしれませんが、ちょっと宣伝の意味もあって、きょう実は着てきたんですよ。

このワイシャツなんですけれども、実はこれは和服の生地なんです。石川県に伝統工芸品で能登上布という生地がございまして、能登半島の能登に上質の布というふうに書いて能登上布といいます。ところが、伝統工芸品でありまして、和服の生地としてはなかなか売れません。そこで、現代的なデザインも加えて、これはワイシャツに仕立てました。非常に肌ざわりもよく、この季節、非常に風通しもよくて、涼しくてよいんです。実はこういう宣伝もしたかったということでもあります。(発言する者あり)ちなみにこれはちょっとお高くて、三万円ほどして、やはりよいものにはそれなりの値段がかかるという意味もあります。今、茂木先生から幾らするのと言われたら、どうしても値段を聞いて消費マインドがどうなるかというのも、皆さんの今の反応で私もわかりました。

ただ、よりよいものは少しずつ万人にも受け入れられていくものだな、そういうことを思えば、昔ながらの伝統と文化でこういった商品もございまして。これはやはり、現代に合わせながら販路を拡大していくということも、経済論理からいって必要なことではないかなと。私はきょうモデルになって、能登上布の生地、こういうふう洋装にも合いますということをちょっと宣伝をさせていただきました。

そして、ファッションの話でありますけれども、私のファッションセンスがよくないことはうちの女房の折り紙つきであります。ただ、形を整えて、同時に人間というのは内面も磨き上げていかなければいけない、この両方のことも言いたかったわけでありまして、冒頭から大臣にちょっと失礼な質問で、申しわけありませんでした。

そこで、きょうは、教育基本法そしてその教育の内容について、ここに入っていきたいと思えます。

教育基本法の改正と教科書検定についてまず伺います。

平成十八年に教育基本法が全面改正をされました。憲法に先立って、占領下につくられた法制から脱却したのものとして評価できると思えますが、大臣の見解をまず伺います。

○塩谷国務大臣 教育基本法につきましては、平成十八年に改正をされたわけでございます。教育について以前からいろいろな議論があって、やはり改正をしなければならないという、我が党としても、自民党、あるいは与党、あるいは各政党の議論があって今回改正されたわけですが、時代の変化、例えば情報化とか高齢化社会とか少子化問題、さらには価値観の多様化、あるいは地域の連帯性の欠如、そういったことが社会的な大きな問題になり、そして、かつては、言わなくても、あるいは法律で書かれなくても、ある程度自然と行われてきたような家庭あるいは地域の教育力、こういったものがあえて必要だということを明言することが必要だったし、また、かつての教育基本法についてはどちらかというと義務教育を中心とした内容でありましたので、教育全般についてももう一度改めて、二十一世紀の新しい時代に向かってたくましく、また、心豊かな日本人の育成を目指すためには教育基本法の改正が必要だということで、今回改正されたわけです。

そういう点では、新しい日本の教育ということで私は大変共感をして、これに基づいてしっかりと教育の実行をしていかなきゃならぬと思っているところでございます。

○馳委員 改正教育基本法の第二条では、知徳体、公共の精神、職業倫理、自然や生命や環境を大切に、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するなど、教育目標が明記されました。この目標に従って教育の内容も教科書の内容も大きく変わる必要があると思いますが、文部科学省としては、改善すべき最大のポイントは何だと考えていますか。

○清水政府参考人 御指摘の改正教育基本法第二条では、第一条の教育の目的を実現するために、教育の目標として重要と考えられる具体的な事柄が、委員御指摘のように規定されているわけでございます。

この教育の目標については、初等中等教育のみならず、高等教育など学校教育、あるいは社会教育、家庭教育と、あらゆる教育活動を通じて実現を目指すべきものであるというふうに解されております。

とりわけ小中高等学校におきましては、基本法改正で明確になった教育の理念を踏まえ、学習指導要領が改正され、本年度から小学校で一部先行実施されているところでございます。

さらに、教育振興基本計画の着実な実施を図るため、「新しい日本の教育 今こそ実行のとき！ ～元気あふれる教育によって日本の底力を回復する～」として、生きる基本の徹底など、重点的に取り組むべき七つの事項、さらには、「心を育む」ための五つの提案 ～日本の良さを見直そう！～ということで、去る二月、大臣より明らかにしたところでございます。

文部科学省としては、これらを通じて改正基本法の理念の実現に努めてまいりたいと考えております。

○馳委員 文部科学省は、平成二十年度に中学校の教科書の検定を受け付けました。教科書会社各社は、改正された教育基本法を生かした教科書を検定に提出しましたか。

○金森政府参考人 平成二十年度は、現行の学習指導要領のもとで平成二十二年度から使用される中学校の教科書の検定を受け付けましたが、改正教育基本法を踏まえた新しい学習指導要領に基づく教科書検定が中学校では平成二十二年度に行われる予定でございますことから、多くの教科書出版社は、この新しい学習指導要領に基づく教科書の作成に力を注いでいたものと思われ、実際に平成二十年度に申請がございましたのは、社会、歴史的な分野についての一社のみでございました。

○馳委員 せっかく教育の根本理念を指し示す法律が変わったのに、教科書会社が教科書をつくり直すことに慎重であることは、社会的な責任を負っている教科書会社として無責任であると思います。

文部科学省は教科書会社に、新たな教育基本法に基づいた教科書を検定に提出するようにと指導しなかったのでしょうか。

○金森政府参考人 平成二十年度の教科書検定は、平成十年に告示をされました現行の学習指導要領に基づく教科書の検定でございまして、それに対して新たな教科書を作成して検定の申請をするかどうかは、発行者の判断によるところでございます。

改正教育基本法を踏まえた新しい学習指導要領に基づく教育が、小学校では平成二十三年度から、中学校では

平成二十四年度から完全実施をされますことから、その際使用される教科書の検定は、小学校では平成二十一年度、中学校では平成二十二年度に行われる予定でございます。

各教科書出版社は、それに向けて新たな教科書の著作、編集を現在行っているところでございます。

○馳委員 理屈はわかりましたが、私が主張しているところは、平成十八年に教育基本法が全面改正をされた、それによって教育振興の基本計画がつけられ、学習指導要領の見直しに入っていたこの流れを、文部科学省も、全省的にやはり教科書会社にも協力を求めながら取り組むべき姿勢が必要ではないかという指摘であります。

さて、唯一検定に申請した自由社の「新編新しい歴史教科書」については、改正教育基本法の理念が反映されているとお考えでしょうか。塩谷大臣には、先週、市販されているこの教科書をお渡しをしております。お答えください。

○塩谷国務大臣 馳委員から自由社の教科書をいただきまして、目を通させていただきました。

いずれにしましても、二十年度の検定、この一社ということで、それなりに教育基本法の改正を踏まえて取り組んでいただいたと思っております。

いずれにしましても、採択に向けてまた各教育委員会の調査等ありますので、個別の教科書がどうのこうのということのコメントは差し控えさせていただきたいと思いますが、今回の教育基本法の改正に伴って、教育の目的とか方針に基づいて今回の教科書が作成されたということだと思っておりますし、教科書検定審議会の審査を経て実施されたものでございますので、教科書としては採択に値するものだと思っておりますし、特に、市販本ですから、特別寄稿の寛仁親王の文章とかほかのいろいろな方々の文章がああやっって一緒に中に入っているということは、市販本としても非常に興味深く読ませていただきました。

○馳委員 ちなみに、まだお読みのない委員の皆さん方もいらっしゃるので一言つけ加えると、冒頭に、特別寄稿で「天皇と日本」、寛仁親王の特別寄稿があるんですね。皇族の方としては極めて異例な寄稿文、文章ではないかな。私も、こういう公的な場でありますからそれ以上の言及は避けたいと思いますが、読み物としてぜひ御一読をいただきたいということだけ申し上げます。

さて、ことし四月九日、自由社の歴史教科書が検定に合格した際に、韓国政府が抗議声明を発表したと日本国内で報道されています。文部科学省の検定合格発表は四月九日であり、その内容を韓国政府がどのようにして知ったのかは不思議な話であります。日本政府が事前に伝え、お伺いを立てたのでしょうか。お答えください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、四月の九日に、韓国政府は外交通商部のスポークスマンの声明というのを発表してございます。日本と韓国との関係は非常に緊密でございますので、一応いろいろな連携をしております。緊密に連絡をとり合っております。逐一についてはここでは差し控えさせていただきます。

事実関係で申し上げますと、文部科学省が検定合格発表をされたのが四月九日の午前中ということでございまして、韓国のこのスポークスマン声明というのは、同日の午後ということになってございます。

○馳委員 報道によりますと、韓国外交通商省は、日本の青年がねじ曲げられた一部の歴史教科書を通じ誤った歴史観を持つ可能性を深く憂慮するとし、新しい歴史教科書をつくる会が主導した自由社の中学歴史教科書が検定に合格したことに強く抗議し、検定の抜本的な修正を求める報道官声明を発表したとのことであります。この報道が事実であるとすれば、明らかな内政干渉だと思います。

韓国政府から我が国の外務省あるいは文部科学省に対して、その後、具体的にどのような働きかけがありましたか。お伝えください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、四月九日に今の御指摘のスポークスマンの声明が発表され、委員御紹介のような内容のことが記述をされておりました。それからまた、同様に、同じ日でございますけれども、外交ルートを通じまして同じような内容の申し入れが韓国政府からあったというのが事実関係でございます。

○金森政府参考人 御指摘の韓国政府の声明につきましては、私ども、外務省を通じて承知したところでございますが、文部科学省に対して直接の働きかけはございませんでした。

○馳委員 そのような働きかけに対して、外務省あるいは文部科学省はどのような対応をされましたか。具体的にお伝えください。

○石川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、外交ルートを通じましてそのような申し入れがありました。その際の日本側からの応答ぶりを御紹介いたします。

「我が国の教科書検定は、文部科学省によって、民間が著作、編集した図書について、学習指導要領や検定基準に基づき、教科書検定審議会の学術的、専門的な審議を経て、厳正に実施されるものであり、平成二十年度の検定においても慎重な審査が行われたと承知しております。」という受け答えを主にしております。

いずれにしましても、こういういろいろな形で外交ルート等を含め申し入れがございますけれども、今の申し上げたような立場を累次にわたり韓国側には返答しておりますけれども、今後ともそういう努力を続けていきたい、このように思っております。

○金森政府参考人 御指摘の件につきましては、韓国政府から文部科学省に対して直接働きかけはございませんでしたので、私どもとして直接特段の対応はいたしておりません。

○馳委員 韓国外交通商省からこのような声明が出される背景には、宮沢官房長官時代の近隣諸国条項が影響を与えていると思いますが、大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 御指摘の規定につきましては、我が国と近隣アジア諸国との相互理解、そして相互協調を進める上で、教科書の記述が適切となるよう、国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされるということとなっております。

教科書検定につきましては、この規定も含めた検定基準全体を審査の基準として専門的、学術的な審査が行われてきたところでありまして、今回の規定が韓国に影響ということは、私の立場からは申し上げる立場にありません。

○馳委員 麻生内閣としては、近隣諸国条項を見直すつもりはありますか。

○塩谷国務大臣 学校教育におきましては、国を愛する心や我が国の歴史に対する理解を育てるとともに、国際理解あるいは国際協調の精神を養うことが重要でありまして、例えば、中学校の学習指導要領の社会科、歴史分野においては、我が国と諸外国との歴史や文化が深くかかわっていることを考えさせることとともに、国際協調の精神を養うこととされております。

また、教科書検定におきましても、昭和五十七年に近隣諸国条項ということで、教科書の記述がより適切になるように、近隣諸国との国際理解、協調の見地に配慮する旨の新たな検定基準を設けているわけでございまして、文部科学省としては、今後とも、学習指導要領や検定基準に基づいて適切に教科書検定を行ってまいりたいと考えております。

○馳委員 適切にというのは、近隣諸国にとって適切なのか我が国の国民にとって適切なのか明確ではありませんので、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○塩谷国務大臣 我が国の学校教育におきましても、先ほど申し上げましたように、当然ながら、国を愛する心あるいは我が国の歴史に対する理解を育てるとともに、やはり国際理解と国際協調の精神を養うことが重要であると考えておりまして、そういう観点から適切にということでございます。

○馳委員 もう一点、教科書の内容に関係の深いものとして、河野官房長官が出した、いわゆる従軍慰安婦に関する河野談話があります。

当時の石原官房副長官の証言、これは、一九九七年、文芸春秋における櫻井よしこ氏のインタビューを引用しますが、これにより、この談話は政治的な談話であると指摘されています。

日本政府として、河野談話をそのままにしておくつもりでしょうか。大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 大臣の立場としてその問題にお答えする立場にありませんが、政府の基本的な立場としては、この平成五年の河野官房長官談話を継承するものであると考えております。

総理も国会答弁においてそのように答弁しておりますので、今の段階では、そのまま継承していくということであると理解しております。

○馳委員 後で大臣には文芸春秋のこのインタビュー記事をお届けしますので、改めてよくお読みいただきたいと思っております。

さて、こしは中学校の教科書の採択が行われ、各地の教育委員会が選定資料を策定しています。この選定資料は、教科書の評価に値し、教育委員会の採択の基礎資料となります。

この選定資料の作成に当たっては、四年前の資料をそのまま流用することのないようにすべきと考えます。なぜならば、新しい教育基本法が制定された以上は、その理念を踏まえた評価の尺度が必要であるからです。大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 教科書の採択につきましては、各採択権者の判断と責任で適切に行うべきものと考えております。

教科書の内容については十分な調査研究が必要であるわけでごさいます、本年度の採択対象となるのは、平成二十二年度使用中学校用教科書の「社会」は九点であり、そのうち、新たな検定を経たものは先ほどお話しがあった一点であるわけでごさいます、この「社会」につきましては、各採択権者の責任により、採択手続を簡略化することなく、教科書の内容について調査研究を行うよう指導しているところでございます。

○馳委員 新たに選定資料をつくる際に、四年前の資料に自由社の評価をつけ加えるというやり方は不公平だと思いませんか。

○金森政府参考人 教科書の採択に当たりましては、それぞれの地域の児童生徒にとって最も適した教科書を採択することに資するよう適切な選定資料を作成するなど、採択権者である教育委員会などが綿密に調査研究を行う必要があると考えております。

平成二十二年度より使用される本年度の中学校社会、歴史的分野の教科書採択に当たりまして、採択対象となる九点の教科書の内容について適切に調査研究を行うことが必要と考えております。

○馳委員 もう一度お尋ねします。

改正教育基本法の教育の目標に基づき、どの教科書がふさわしいかという評価のあり方が必要だとは思いませんか。大臣の見解をお尋ねします。

○塩谷国務大臣 教科書の改善につきましては、昨年十二月の教科書検定審議会報告におきまして、教育基本法等で示す目標等を踏まえた教科書の提供や検定基準の改善など、教科書改善に当たっての基本的方向性が示されたわけでごさいます、教科書の採択に当たっては、このような基本的方向性を参考にして十分な調査研究が行われ、適切な採択が行われることが必要だと考えております。

こういった観点から、適切な採択が行われるよう、各委員会に対しても指導してまいりたいと考えております。

小田原市教育委員会  
教育委員長 様  
教育委員 様

## 教科書採択についての要望書

### かながわ歴史教育を考える市民の会

共同代表 高嶋 伸 欣  
江原 由美子  
宇野 峰 雪

日頃、公教育の環境向上にむけて活躍しておられることに敬意を表します。

教育の役割は、それぞれの子どもが人間として成長、発達し、自己の人格を完成するために必要な学習を保障することとされています。それでこそ個人の尊厳が確立され、互いに尊重しあつて共に平和に生きる社会をつくる事ができるからです。

したがって歴史教育は、専門的な学問研究で検証された歴史的事実や、国際社会の常識に反しない真実に基づく歴史を伝えるものでなくてはなりません。これは教科書についても同様です。

現行教科書採択制度により、貴教育委員会は現在、次年度から使用する中学校教科書の採択事務を行っておられることと存じます。つきましては、以下の点を考慮のうえ、子ども、学校、地域社会の実情に適した教科書を、公正に採択してくださるよう要望します。

一) 歴史教科書採択にあたっては、歴史の事実をしっかりと見据えて伝え、日本国憲法と国際的公約でもある近隣諸国条項を尊重した教科書を採択してください。

今回採択の対象となっている教科書のうち、新しく検定に合格した自由社発行『新編新しい歴史教科書』については、2009年4月9日、韓国外交通商省が「過去の過ちを正当化、美化する誤った歴史認識に基づいている」と日本政府に抗議し、是正を求めました。

またこの教科書は、代表執筆者が「教育基本法改正を踏まえた唯一の」「最新の最も工夫された歴史教科書」と自負していますが、教育基本法改正以前に発行された扶桑社発行の現行版(2004年度検定合格版)『改訂版 新しい歴史教科書』と構成、記述ともほとんど同じで、代表執筆者も同一人物です。扶桑社発行の現行版教科書については、歴史を歪曲しているとして、国内だけでなく近隣諸国の政府や市民から是正申し入れや批判が相次ぎました。

両社の教科書の編集趣旨については、ことに近・現代史において以下のように多くの問題点が指摘されています。

日清・日露の戦争、満州事変以後の戦争など日本が行った戦争については、日本の行為の正当性に偏った記述がなされ、戦争が起こされた経緯や戦争の実態にはほとんど触れていないこと。厳しい国家統制による市民の生活実態や原爆、東京大空襲、沖縄戦など、戦

争の悲惨さや被害についての記述が極めて少ないこと。

アジア諸地域については、日本の植民地支配や日本軍による軍政をほぼ全面的に肯定し、日本による支配が、戦後アジア諸国の独立を促進したと大きく記述するいっぽう、植民地支配や日本軍による土地の収奪、「強制連行」・強制労働、占領地での残虐行為、日本軍「慰安婦」、文化・宗教の破壊等、加害の実態の記述は少ない、または無いこと。

まだまだ指摘すべき点は多くありますが、以上を見るだけでも日本の優越を誇示し、戦争を肯定する趣旨が窺われます。他国を見下し、自国の行為について都合の悪い事を隠蔽しては、真の歴史は学べません。

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うためにも、日本国憲法と近隣諸国条項を尊重した教科書を採択してください。

二) 学校、児童・生徒、地域の社会特性を十分考慮し、より多くの教員の意向が反映されるよう工夫して採択してください。

行政改革委員会の意見書を受けて、1997年3月、政府は「将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取組みを促す。」との閣議決定をしました。

この行政改革委員会意見と閣議決定を踏まえて、文部省は、1997年9月に採択制度改善を求める「教科書採択制度改善について（通知）」を都道府県教委に出しています。その後も閣議決定が繰り返し行われ、今年も同趣旨の閣議決定が3月31日に行われました。

学校教育の自主性、多様性を確保し、子どもたちに最も適した教科書を選ぶためには、教科書採択の調査研究により多くの教員の意向が反映される必要があるとして、採択関係者に制度運用の改善を求めています。今回の採択では、採択地区の小規模化を進めるとともに、現場教員の意見をしっかり反映させて採択してください。

三) 教科書採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて、安定した供給が見込まれる教科書を採択してください。

扶桑社版歴史教科書については、著作権をめぐって発行差し止めの訴訟が起こされています。

また、提訴された扶桑社が、提訴した著者らが新たに発行し、扶桑社版と内容が酷似している自由社版教科書に対し、逆提訴する可能性もあるとの報道がありました。

これらの教科書については、裁判の推移により、使用期間中に他の教科書への採択やり直しとなる恐れがあることを文部科学省も認めています。

そうなれば経費などの無駄が生じるだけでなく、何よりも子どもたちが混乱し、大きな迷惑をこうむります。

そのような危険を冒すことのないよう、安定した供給が見込まれる教科書を採択してください。

以 上